		大桑村　木曽町　麻績村　生坂村　山形村　朝日村　筑北村　池田町　松川村　白馬村　小谷村　坂城町　小布施町　高山村　山ノ内町　木島平村　野沢温泉村　信濃町　小川村　飯綱町　栄村
［略］	［略］	［略］
岡山県	岡山市　倉敷市　津山市　玉野市　笠岡市　井原市　総社市　高梁市　新見市　備前市　瀬戸内市　赤磐市　真庭市　美作市　浅口市　和気町　早島町　里庄町　矢掛町　新庄村　鏡野町　勝央町　奈義町　西粟倉村　久米南町　美咲町	
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	［同上］	［同上］
岡山県	全ての市町村	
［同上］	［同上］	［同上］

○国土交通省告示第四百六十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
1　（略）			
会計	項	目	適用
一般会計	（略）	（略）	（略）
	住宅防災事業費 北海道開発事業費	住宅市街地総合整備 促進事業費補助	地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（住宅市街地総合整備事業に係る事業に限る。）、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行う

改正前			
1　（略）			
会計	項	目	適用
一般会計	（略）	（略）	（略）
	住宅防災事業費 北海道開発事業費	住宅市街地総合整備 促進事業費補助	地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（住宅市街地総合整備事業に係る事業に限る。）、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行う